

「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に基づく主な経済的支援制度（1）

1 高知県犯罪被害者等支援事業費補助金（現行）

	(A) 生活資金の補助	(B) 転居費用の補助	(C) 再提訴費用の補助
補助限度額	死亡 30万円 重傷病・性犯罪 10万円	20万円（上限）	32万円（上限）
補助の内容	重大な犯罪被害によって生命、身体の被害に遭われた方やその遺族の犯罪被害による 心身の回復のために必要と認められる生活資金 の一部を補助する。	住居又はその付近において犯罪被害に遭い、従前の住居に居住することが困難になったと認められる方及び遺族が、 新たな住居への転居に要する費用 の一部を補助する。	犯罪被害に係る加害者に対する損害賠償請求権消滅の時効を更新させるために行う、 再度の民事訴訟の提起に要する費用 の一部を補助する。
対象経費	犯罪被害に遭ったことで生じた費用で、他の公的支援の対象とならない費用。	引越しを行った事業者を支払う費用。	再提訴時に裁判所に支払う事務手数料。
	①被害者の葬儀に要する費用 ②警察、裁判所、検察庁等への出頭に要する費用（交通費、宿泊費等） ③生活支援サービス等に要する費用（家事補助、育児補助、教育関係費等） ④住宅等に要する費用（修繕費、転居後の増加分の家賃等） ⑤ 医療費、通院費等（※性犯罪の場合のみ）	転居に要する経費 ①運送に要する費用 ②荷造り等のサービス（運送事業者等が行ったものに限る。）に要する費用 など	事務手数料 ①印紙代 ②予納郵券代 など ※「予納郵券」：民事訴訟を提起するときに、裁判所にあらかじめ納める郵便切手
申請期限	令和3年4月以降に発生した犯罪で、被害に遭った日から2年を超えていないこと。	令和3年4月以降に発生した犯罪で、被害に遭った日から1年を超えていないこと。	令和3年4月以降に再提訴し、提訴した日から2年を超えていないこと。
対象となる犯罪被害者等	ア 犯罪被害によって死亡した被害者の 遺族 イ 重傷病を負った犯罪被害者 （＝負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。）の場合であって、その治療に要する期間が1月以上かつ通算3日以上入院（精神的な疾病は3日以上労務不能）であることが医師により診断された者） ウ 性犯罪被害者 （加療の要件なし）		

2 改善項目等

改善済項目 (R4.6～)	<p>(1) 性犯罪に係る診断書料について（⑤医療費、通院費等で診断書が必要な場合）…（A）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○やむを得ない事情により警察に相談できなかった場合：県の公費負担制度（性暴力被害者支援センター運営委託料）で対応可。 （産婦人科、精神科、診療内科、肛門科、泌尿器科、外科等で可） ○警察に相談した場合：県警察の公費負担制度（性犯罪被害者に対する公費負担制度）で対応可。
改善予定項目	<p>(2) 性犯罪に係る加療の有無について…（A・B・C共通）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本県の補助制度の特長：「性犯罪は、加療の有無を問わず、補助対象」、「警察への被害届の提出が困難な場合であっても、補助対象」 <ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪は、加療の有無を問わず、補助対象であるが、警察に被害届を提出していない場合も想定されるため、医師の診断書等を要件とし、性犯罪の事実の確認を行う運用としている。 <p style="text-align: center;">⇩</p> <ul style="list-style-type: none"> ○加療の有無は問わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・警察に被害届を提出している場合、警察で被害事実の客観的な証明ができる。 ・提出していない場合、本人の申出により、補助対象とする。ただし、できるだけ警察への被害届の提出を促すとともに、センターによる聞き取りで犯罪事実の確認をしっかりと行う。

「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に基づく主な経済的支援制度（2）

1 性犯罪に係る公費負担制度（性暴力被害者支援センター運営委託料）

こうち被害者支援センターで相談を受け付けた被害者であって、やむを得ない事情により警察に相談することができなかったことによって「都道府県警察による医療費及びカウンセリング費用の公費負担制度」が適用されない被害者が対象

（1）医療費（医療費等公費負担事業）

	現行	変更後（令和5年度～）（予定）
対象者	こうち被害者支援センターで相談を受け付けた被害者であって、 <u>やむを得ない事情により警察に相談することができなかった者。</u>	同左
助成内容	①初診料、初診のときに発生した検査費（妊娠検査、薬物検査等）、処置費及び投薬費 ② <u>性感染症検査費用（感染が判明した場合の治療費を含まない。）</u>	〃 ② <u>性感染症検査費用（感染が判明した場合の治療費を含む。）</u>
	③緊急避妊に係る費用	同左
	④証拠採取費用	〃
	⑤診断書料	〃
	⑥人工妊娠中絶費用（緊急避妊薬を服用しても効果がなかった場合に限る。）	〃
	—	⑦ <u>その他必要と認める診察等に要する経費</u>
	—	⑧ <u>医療機関における臨床心理士等によるカウンセリング費用</u>
	【改正予定のポイント】 ○ 医療費等の助成対象に「 <u>⑦その他必要と認める診察等に要する経費</u> 」、「 <u>⑧医療機関における臨床心理士等によるカウンセリング費用</u> 」を追加するほか、②を「 <u>性感染症検査費用（感染が判明した場合の治療費を含む。）</u> 」に見直し、内容を充実。 ○ ②のうち「 <u>感染が判明した場合の治療費</u> 」、「 <u>⑦その他必要と認める診察等に要する経費</u> 」及び「 <u>⑧医療機関における臨床心理士等によるカウンセリング費用</u> 」の合計額の上限は、10万円。 ○ 警察に相談した場合については、上記「現行」に相当する「 <u>性犯罪被害者に対する公費負担制度</u> 」があるが、上記②⑦⑧の充実した部分は、高知県犯罪被害者等支援事業費補助金（生活資金の補助：上限10万円）で対応。	

（2）心的支援・カウンセリング（被害者相談支援運営・機能強化等事業）

	現行	変更後（令和5年度～）（予定）
対象者	<u>警察に被害届を提出する意思の有無にかかわらず</u> 、自らが望まない性的な身体的被害又は精神的被害を受けた被害者とし、原則として他の法律で支援を受けられない、又は受けることが困難な高知県に居住する者。	<u>警察に被害届を提出する意思の有無にかかわらず</u> 、自らが望まない性的な身体的被害又は精神的被害を受けた被害者等とし、原則として他の法律で支援を受けられない、又は受けることが困難な高知県に居住する者。
	【改正予定のポイント】 ○ 「 <u>被害者等</u> 」とし、センターの指定する心理師による <u>カウンセリングの対象者を、被害者の家族にも拡大。</u>	
助成内容（回数等）	被害者の心身の状況により、カウンセリングが必要と認められる場合は、臨床心理士等によるカウンセリング実施 【運用】 ・センターの指定する公認心理師によるカウンセリング ⇒原則1人あたり3回まで（ケースによっては最大5回まで）無料 ※回数については協議により柔軟に対応	同左
改善済項目（R4.6～）	センターの指定する心理師によるカウンセリング回数… R3年度	⇒1人あたり1回
	R4年度当初	⇒1人あたり2回
	R4年度（現在）	⇒1人あたり3回（最大5回）
	<u>※今後協議により柔軟に対応</u>	